

春日部市火災予防条例の一部を改正する条例

春日部市火災予防条例（平成１７年条例第１６６号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号（以下「改正前の号」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の号を当該改正後の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の号に対応する改正前の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第１号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
（燃料電池発電設備） 第８条の３ 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第３項及び第５項、第１７条の２並びに第４４条第<u>第11号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第３条第１項第１号（アを除く。）、第２号、第４号、第５号、第７号、第９号、第１７号（ウ、ス及びセを除く。）、第１８号及び第１８号の３並びに第２項第１号、第１１条第１項（第７号を除く。）並びに第１２条第１項（第２号を除く。）の規定を準用する。 （変電設備） 第１１条 ２ 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は<u>覆われた</u>外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 （急速充電設備） 第１１条の２ 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気自動車等（電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）</u>第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項	（燃料電池発電設備） 第８条の３ 屋内に設ける燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池、溶融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池による発電設備であって火を使用するものに限る。第３項及び第５項、第１７条の２並びに第４４条第<u>第10号</u>において同じ。）の位置、構造及び管理の基準については、第３条第１項第１号（アを除く。）、第２号、第４号、第５号、第７号、第９号、第１７号（ウ、ス及びセを除く。）、第１８号及び第１８号の３並びに第２項第１号、第１１条第１項（第７号を除く。）並びに第１２条第１項（第２号を除く。）の規定を準用する。 （変電設備） 第１１条 ２ 屋外に設ける変電設備（柱上及び道路上に設ける電気事業者用のもの並びに消防長が火災予防上支障がないと認める構造を有するキュービクル式のものを除く。）にあっては、建築物から３メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は<u>おおわれた</u>外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。 （急速充電設備） 第１１条の２ 急速充電設備（電気を設備内部で変圧して、<u>電気を動力源とする自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）</u>第２条第１項第９号に規定する自動車又は同項第10号に規定す

第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。)をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力200キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) 急速充電設備(全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。)を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(7) 急速充電設備と電気自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) コネクター(充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。)について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び

る原動機付自転車をいう。以下この条において同じ。)に充電する設備(全出力20キロワット以下のもの及び全出力50キロワットを超えるものを除く。)をいう。以下同じ。)の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 充電を開始する前に、急速充電設備と電気を動力源とする自動車等との間で自動的に絶縁状況の確認を行い、絶縁されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(5) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等が確実に接続されていない場合には、充電を開始しない措置を講ずること。

(6) 急速充電設備と電気を動力源とする自動車等の接続部に電圧が印加されている場合には、当該接続部が外れないようにする措置を講ずること。

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

- (15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(16)

イ 異常な高温とならないこと。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(17) (略)

(18) (略)

(水素ガスを充填する気球)

第17条 水素ガスを充填する気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(9) 水素ガスの充填又は放出については、次によること。

オ 水素ガスの充填に際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) 水素ガスを充填する気球

(12)

イ 異常な高温とならないこと。また、異常な高温となった場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

(13) (略)

(14) (略)

(水素ガスを充てんする気球)

第17条 水素ガスを充てんする気球の位置、構造及び管理は、次に掲げる基準によらなければならない。

(9) 水素ガスの充てん又は放出については、次によること。

オ 水素ガスの充てんに際しては、気球内に水素ガス又は空気が残存していないことを確かめた後減圧器を使用して行うこと。

(火を使用する設備等の設置の届出)

第44条

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 水素ガスを充てんする気球

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和３年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている改正後の第１１条の２第１項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。